
第 30 回国際証券業協会会議 (ICSA) 年次総会について

日証協・平成 29 年 5 月 21~23 日

国際証券業協会会議 (ICSA : International Council of Securities Associations) ¹の第 30 回年次総会が、去る 5 月 21~23 日にメキシコ証券業協会 (AMIB) の主催によりメキシコシティにおいて開催された。会議の概要は以下の通り。

1. 開催期間 平成 29 年 5 月 21 日 (日) ~23 日 (火)
2. 開催場所 メキシコ メキシコシティ カミノリアル・ポランコホテル
3. 主 催 メキシコ証券業協会 (AMIB)
4. 参加者 ICSA メンバー機関より 31 名、オブザーバー 1 名 (ニュージーランド金融市場協会) 及びゲスト・スピーカー 9 名 (メキシコ銀行 (中央銀行) 総裁 Agustin Carstens Carstens 氏、メキシコ国家銀行証券委員会副委員長 Eduardo Flores Herrera 氏、ベルリン・グローバル・アドバイザーズ パートナー Dierk Brandenburg 氏、メキシコ証券取引所ポストトレード部門 CEO Roberto Gonzalez Barrera 氏、メキシコ大蔵省銀行証券部長 Bernardo Gonzalez Rosas 氏、Banorte-Ixe 銀行専務理事兼チーフエコノミスト Gabriel Casillas Olvera 氏、監査法人グラント・ソントン パートナー Shane Troyer 氏ほか) が参加した。

5. 会議の概要 (ポイント)

今回の総会では、Brexit やトランプ大統領の NAFTA からの脱退といった政策に見られるような保護主義やポピュリズムの蔓延に伴う政治的リスクを含む様々なリスクが資本市場に与える影響、規制のハーモナイゼーションの必要性、規制のインパクト評価のあり方、FinTech・サイバー・セキュリティへの対応等について議論された。また、メキシコのゲスト・スピーカーからは、メキシコにおける資本市場インフラ整備の進展状況等が紹介された。



今後の ICSA の活動方針としては、G20、金融安定理事会 (FSB)、IOSCO 等国际的な

¹ 国際証券業協会会議 (ICSA: International Council of Securities Associations)

世界の証券市場における取引慣行及び規制の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988 年に本協会の提唱により設立された。以降、年次総会はメンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは 16 ヶ国 (地域) 18 団体である。

基準策定機関に対し引き続き規制の調和・実効性評価に関し適時適切に提言を行い、また、規制当局が市場環境を適切に評価分析できるように市場データの収集・分析のあり方についても知見・経験を提供していくことが合意された。なお、今回総会において3年間にわたり ICSA の議長を務めたカナダ IIAC の Ian Russell 氏が退任し、後任としてフランス AMFI の Pierre De Lauzun 氏が議長に選任された。

今回総会における議論の概要は以下のとおり。

6. 公開セッションにおける議論の主なポイント

1) セッション1：基調講演 「金融市場の行動規範」

・ Agustín Carstens Carstens 氏、メキシコ銀行（中央銀行）総裁

<主なポイント>

国際決済銀行（BIS）市場委員会（Markets Committee）のもとで外国為替作業部会（Foreign Exchange Working Group）が策定したグローバル外為行為規範が5月25日に公表される。当該行為規範は、16の中央銀行と33の民間市場参加者の協働の結果であり、倫理、ガバナンス、取引執行、情報共有、リスク管理とコンプライアンスおよび取引確認と決済の6つの原則により構成されている。

今後、世界中において全てのFX市場参加者に当該行為規範の順守が期待されることもあり、メキシコでは、金融市場プロフェッショナルの行動規範についても、市場の安定性維持の観点から中央銀行が関与し、実効性を確保するため、市場関係者との対話を通じて策定している。実効的な行動規範が策定され、市場参加者が順守すれば、市場の信認が確保され、ひいては効率的な価格形成に寄与することが期待される。

行動規範は市場仲介者のみならず市場インフラにも順守することが期待されている。行動規範については国際的なすり合わせが重要であるが、金融ベンチマークに関する原則をIOSCOが策定した際の取り組みがその好例として挙げられる。

2) セッション2：証券市場の構造的課題

・ Eduardo Flores Herrera 氏、メキシコ国家銀行証券委員会副委員長

<主なポイント>

本パネルでは、スピーカーからメキシコにおける金融・証券規制改革について紹介があった後、各参加者から自国の状況についての報告があった。

メキシコでは、2014年に金融市場を横断した金融改革を行った。この金融改革の目的は証券市場における競争力を高め、市場の効率を上げることであった。当該金融改革に際しては、米国、カナダ、オーストラリアの各法制及び欧州のMiFIDを参考として制度設計を行い最良執行を確保する法制とした。

具体例としては、（1）プライベートエクイティ・ファンドが上場できるようにし、当該ファンドの投資家はリミテッドパートナーとして関与することとしたこと、（2）上場に関する許認可プロセスを見直し上場申請から承認までの期間を3分の1に短縮したこと、（3）監督当局の権限も変更し、従来証券業者に対する監督は銀行監督の一部として行われていたが、証券業者を専門に監督する部門を設立したこと、（4）MILAと呼ばれる中南米地域統合の枠組みにより証券取引所同士の連携を可能とし、チリ及びコロンビアの証券取引所に上場されている銘柄についてはメキシコの投資家がメキシコの証券取引所を通じて売買することができるようにしたこと、（5）MILAに参加している取引所間では、

2週間程度で低コストで上場先を変更することを可能としたこと、(6)ブローカー・ディーラーが行う自己取引についての規制を緩和しブローカー・ディーラーの市場参加を促したこと等がある。

日本からは、人口の高齢化が証券市場に与える影響を説明するとともに、資産を有する高齢者が認知症を発症した場合の資産管理等に関する金融ジェロントロジーの研究を踏まえたアイデアを紹介した。

ニュージーランドからは、グローバル金融危機後の規制改革について、金融市場を専門に監督する当局の立ち上げ、証券法を改正し金融取引に関する規範の法制化、紛争解決システムの構築等を行った旨の紹介があった。

3) セッション3：資本市場に生じているリスク

・Dierk Brandenburg 氏、ベルリン・グローバル・アドバイザーズ パートナー

<主なポイント>

PwC の調査によると、金融機関は過剰規制が自身のビジネスに対する最も大きなリスクであると見ている。これに対しマーケットはリスクに対し 全く別の見方をしている。株式市場及び債券市場に目を向けると低ボラティリティを反映し双方の市場ともかなりバリュエーションが高くなっている。この背景としては経済が好調であることが指摘できる。具体的には、中央銀行からのサポートもあり PMI(購買担当者景気指数)は先進国で高い水準にある。

多くの人々が米国の動向に関心を寄せている。トランプ大統領が公言していた米国が NAFTA を離脱し 2 国間協議に移ることについては可能性が小さくなったと思われるが同大統領の就任以来、市場のボラティリティが高まっており、これは今後しばらく続くものと思われる。

欧州では、Brexit を含めポピュリズムの波が大きなリスクであると見られていたが、フランスの大統領選でルペン氏が敗退したこと及びドイツにおいては次回選挙でも与党が勝つと想定されていることから、欧州北部は落ち着く方向に向かうと考えられる。しかしながら、イタリアでは選挙の結果次第で新たなポピュリズムの波が生じ、これが再度欧州全体に波及する可能性は懸念される。

EU 域内の財政問題に関しては、EU 南部の国ではトランスファー・ユニオン（財政支援同盟）が設立されなければユーロの持続可能性が損なわれるとの見方が強くなっている。

中国では、統計が実体経済のパフォーマンスより水増しされている可能性が高い。南シナ海問題及び北朝鮮への中国の対応は市場に対する大きなインパクトを持つ。

4) セッション4：市場の流動性

・Jaime Cortina Morfin 氏、メキシコ銀行（中央銀行）業務担当ジェネラル・ディレクター

・Martin Scheck 氏、国際資本市場協会（ICMA）チーフエグゼクティブ

・Ian Russell 氏、カナダ投資業協会（IIAC）プレジデント&CEO

<主なポイント>

（メキシコ銀行 Jaime Cortina Morfin 氏）

1999 年頃のメキシコ国債市場は短期債が約 60%を占める市場であったが、直近（2017 年）においては、中長期債が過半を占めるようになった。またインフレ連動債も 14%から 26%とほぼ 2 倍になっている。これは政府の財政規律及び債務管理が向上した結果である。

また、政府が国債発行プログラムを公表することにより債券市場における価格形成を促進したこと、及び中央銀行が堅実な金融政策を行うことによりインフレが抑制されたことが債券市場の好ましい展開につながった。

参加者の構造変化として、海外投資家が増加し市場参加者が多様化したことも債券市場に流動性と厚みを与えたと考えている。また、流動性向上にはマーケットメーカーが寄与してきた。マーケットメーカーが機能を十分に発揮できるように、各種制度整備も進めている。

メキシコ国債が Citi グループ等のインデックスに組み込まれた結果、年金基金、ミューチャルファンド、外国人投資家が継続的にメキシコ国債市場に参加するようになったことが流動性向上に寄与している。デリバティブ市場が成長していることも現物市場に厚みを与えている。

他方、社債については発行数は増えているものの国債市場ほどには成熟しておらず、社債市場の流動性向上が今後の課題となっている。また、証券貸借市場の一層の発展も課題の一つである。

(ICMA Martin Scheck 氏)

近年様々な機関により社債市場の流動性に関する研究がなされているが、結果が大きく異なっている。ICMA の実施した調査では、流動性は債券発行の基軸となっている通貨毎に大きく異なっていること、プルデンシャル規制がマーケットメーカーの在庫に影響を与えていること、レポ市場及びシングル CDS 市場に流動性の減少による影響が生じていることが確認された。

流動性の改善策としては、電子取引基盤における取引の拡大及びマーケットメーカーに対する規制の緩和が求められる。一方、IOSCO の検証では、流動性の判定に各市場の平均的なビッド・アスク・スプレッド等を採用しているが、個々の市場における流動性を平均してしまうと各市場の実態が見えにくくなること、実際の市場における大口取引ではボリューム・ディスカウントが発生しビッド・アスク・スプレッドの範囲外で約定されることが常であることに注意を要する。

(IIAC Ian Russell 氏)

レポ市場は債券現物市場に流動性を与える市場として重要な機能を持つが、金融危機後の資本規制によるコストアップ、担保の枯渇により、市場が正常に機能しなくなっている。

5) セッション 5 : メキシコの証券中央保管振替機関に関する規制と進化 (成功事例)

・ Roberto Gonzalez Barrera 氏、メキシコ証券取引所 ポストトレード部門 CEO

<主なポイント>

メキシコにおける取引所取引及びその決済・清算制度については、ドイツ取引所、ロンドン証券取引所他国の取引所取引及びその決済・清算制度と比較して大きな違いは存在しないが、インデバルと名付けられた証券中央保管振替機関は特徴的であると自負している。インデバルでは、スペインの画家にちなみダリと名付けられた清算決済システムを使用しているが、当該ダリにおいては、メキシコのキャッシュフローの 70%、金額ベースで日々 2,400 億米ドル相当の決済が行われている。ダリは、BIS において 3 分類されている DVP 決済の定義(モデル)のうち、証券及び資金のネットィング決済 (モデル 3) をベース

として採用しているシステムであるが、そこに特殊なアルゴリズムを組み込むことを通じモデル3のデメリットである流動性、即時性及び効率性の欠如を解消した。ダリは、あたかもリアルタイムグロス決済（モデル1）とモデル3が融合した様なシステムとなっており、2分毎に決済・清算処理を行うことにより証券及び資金のネットィング決済をほぼリアルタイムで実現することが可能なシステムとなっている。

また、メキシコ証券取引所に上場している銘柄については、ニューヨークやブラジルにおいて取引されることも多いため、ダリはISOの国際標準に準拠するとともにSWIFTの技術を利用することにより、国外の市場参加者やデータベンダーにとっての利便性を確保している。なお、将来的にはダリに分散型台帳技術（DLT）を導入することも視野に入れている。

6) セッション6：BREXIT

・Martin Scheck 氏、国際資本市場協会（ICMA）チーフエグゼクティブ

<主なポイント>

本年3月29日に英国政府がリスボン条約第50条を発動したため、Brexitに関する交渉について2年間のタイマーがセットされ、他のEU諸国27か国の総意がない限り交渉期限が延期されることはなくなった。4月29日にEUから交渉のガイドラインが発表される等、交渉準備の素地は整いつつあるもの、英国では、6月8日に総選挙が行われる予定があること等から現状では不確実性が非常に高い。

英国としては、Brexit後も金融機関が現在と同様の取引を行えるよう交渉を進めたいところであるが、他のEU諸国27か国にとっては、Brexitが成功事例となることが好ましいとは言えない状況もあり、英国が他のEU諸国27か国との間で最終的な妥協点を決めるのは容易ではない。このため、EUとの取り決めが全くなされないまま、2年後の2019年4月29日を迎え交渉期限切れとなる、いわゆる“クリフエッジリスク”が現在強く懸念される事項となっている。当該懸念に伴い英国とEU27か国の間におけるクロスボーダー取引に従事している金融機関はコンティンジェンシー・プランを策定し、Brexitが実施された場合における取引拠点の移転先を検討しており、英国に代わるマーケットとなるべくEU内諸都市（フランクフルト、ダブリン、パリ等）の誘致競争が激化している。また、英国の交渉がうまく進まなかった場合、ロンドンからの人材の流出も予想されるとともに、資本市場同盟の実現に対する影響も懸念される。

なお、仮にBrexitがスムーズに実現したとしても、Brexitが欧州資本市場の分断を招き金融の安定を損なうことや、これまでEUにおける金融規制の策定に大きな役割を果たしてきた英国がその作業から抜けることによるEUの金融規制策定能力低下の可能性といった懸念もある。また、Brexitに際し英国がEUに支払わなければならない費用は1,000億ユーロにまで増大しているの見積もられており、この資金手当ても英国にとっては悩みの種である。

7) セッション7：Fintech

・Bernardo Gonzales Rosas 氏、メキシコ大蔵省銀行証券部長

<主なポイント>

米州開発銀行のレポートにおいてメキシコには180のFintech企業が存在すると述べられており、メキシコはブラジルとともに中南米におけるFintech企業の中核（ハブ）とし

て機能し、Fintech 業界の成長も著しい。メキシコにおいて活躍が目覚ましい企業としては Paypal が挙げられるが、Paypal の 2 億人の顧客のうち 20 万人はメキシコの顧客である。メキシコの金融行政上の課題としては、金融包摂が挙げられる。4,200 万人以上のメキシコ国民は預金口座を持っておらず、5,700 万人は保険に加入せず、4,000 万人は退職年金に加入していない。Fintech はこれら金融包摂上のギャップを埋めるツールとなるとともに、金融サービスをより効率的かつ安価に提供できるようにする可能性がある。

一方で、現状は Fintech 業界を規制する法律が存在しないため法的安定性に欠けた状態となっている。このため、法整備が急がれているものの Fintech 業界は変化が速く、規制当局者としても将来の予測が難しいため、Fintech 業界の成長を阻害しないような適切な規制を課すことの難しさを感じている。現在メキシコの規制当局としては（1）金融包摂、（2）投資者保護、（3）競争促進、（4）金融テロ、マネーロンダリングの防止を含む金融システムの信認の確保、及び（5）金融システムの安定性という 5 つの原則を基にした法制を本年 9 月に国会へ提出するための準備を進めており、11 の法律の改正を予定している。

また、いくつかの判例法主義国家（コモンロー国家）で採用されている「規制上の実験の場（regulatory sandbox）」を導入することを予定しているが、当該「実験の場」については制定法主義国家（シビルロー国家）が採用した先例が見当たらないことから、その運用方法がメキシコの規制当局にとって課題となる可能性がある。

8) セッション 8 : 金利水準の正常化プロセス

・ Gabriel Casillas Olvera 氏、Banorte-Ixe 銀行専務理事兼チーフエコノミスト

<主なポイント>

世界経済の状況、政治的不安定要因を踏まえながら、先進国中央銀行の今後の金融政策につき、概要以下の見通しが述べられた。米国 FRB の出口戦略は進んでおり、大きな状況変化がなければ、来年までに政策金利を 2.5%程度に上昇させ、インフレへの対応もできる。日銀は当面利上げはせず、利上げは一番早くて 2018 年終盤になる。英国 BOE は、Brexit のインパクトを確認するまで政策の方向を打ち出せず、最も不透明感が高い。

トランプ政権とメキシコの関係について、トランプ大統領は、選挙公約において、①在米メキシコ人出稼ぎ労働者の本国送金への課税、②米国・メキシコ間の壁の設置、③ NAFTA からの脱退を掲げていた。①は、米国財務省から実現は不可能である旨諭され、当選後は触れなくなった。②は、メキシコに費用を負担させて建築すると言っていたが、メキシコ側が応じるはずはない。米国側の費用負担で 5 KM ぐらいの壁を作り、写真を撮って終わるのがせいぜいではないか。一番懸念されるのは③で、これが実現するとメキシコには痛手となる。しかし、メキシコは米国の農産物の主要輸出先になっており、米国側もかなりの痛手を受けるので、簡単には進められないだろう。

9) セッション 9 : ビジネスリスクとサイバー・セキュリティ

・ Shane Troyer 氏、監査法人グラント・ソートン パートナー

<主なポイント>

世界で生じているサイバー・アタックの現状とともに、以下の点が指摘された。自社の社員に対し実施した疑似サイバー・アタックに対する反応結果から、システムの構築だけ

では攻撃を完全に防御することは極めて難しく、役職員におけるサイバー防御意識の向上が重要であることを再認識した。より強固なサイバー防御体制を実現するためには、ネットワーク技術上のファイヤー・ウォールの構築に加え、人的なファイヤー・ウォールの構築が必須である。金融業界では、銀行、証券会社、ノンバンクの順に、サイバーに対する意識・防御が弱くなる。サイバー防御は IT の問題との認識が蔓延しており第三者機関にサイバー防御を委託すると、それですべてが完了したとして安堵感を持ってしまう傾向にあるが、いったん攻撃を受けて顧客に被害が及べば、過失責任を問われる恐れがあり、役職員への啓蒙といった観点からもサイバー攻撃は業務リスクとして認識すべきである。

各社に共通する対応策として、①自社にとってサイバー攻撃で損害を受けるリスクがどこにあるのかを把握し、その防御にリソースを振り向ける、②自社のシステムの脆弱性を理解する、③策定した防御ポリシーが常に効果的であるよう、継続的に試験を行うことが必要である。サイバー攻撃に国境はないので、当局と業界がグローバルに協力して、防御能力を高めていくことが肝要である。

以 上

5月21日(日)		
19:00 - 22:00	開会レセプション	
5月22日(月)		
09:00 - 11:30	ICSA メンバーシップ会合	
11:30 - 12:30	ランチ	
12:30 - 13:15	ICSA メンバーシップ会合	
13:15 - 13:30	歓迎の辞	<ul style="list-style-type: none"> ・ Pierre de Lauzun, Chairman, International Council of Securities Associations (ICSA)(国際証券業協会会議) ・ Jose Mendez Fabre, President, AMIB (メキシコ証券業協会)
13:30-14:40	セッション 1	基調講演「金融市場の行動規範」 司会 : Martin Scheck, Chief Executive, International Capital Market Association (ICMA)(国際資本市場協会) ・ Agustin Carstens Carstens, メキシコ銀行(中央銀行) 総裁
15:00 - 16:30	セッション 2	証券市場の構造変化 司会 : Pierre de Lauzun, Chairman, International Council of Securities Associations (ICSA)(国際証券業協会会議) ・ 基調プレゼンテーション: Eduardo Flores Herrera, Vice-president of Securities Supervision, National Banking and Securities Commission(メキシコ国家銀行証券委員会) ・ ラウンド・テーブル・ディスカッション
5月23日(火)		
09:00 - 9:45	セッション 3	資本市場に勃興するリスク ・ Dierk Brandenburg, Partner, Berlin Global Advisors
09:45 - 10:30	セッション 4	債券市場の流動性 司会 : Peter Matheson, Managing Director and Head of International Policy & Advocacy, SIFMA(証券業金融市場協会) ・ 基調プレゼンテーション Jaime Cortina Morfin, General Director of Operations of Central Bank Operations - Bank of Mexico ・ Martin Scheck, Chief Executive, International Capital Market Association (ICMA)(国際資本市場協会) ・ Ian Russell, President & CEO, IIAC(カナダ投資業協会)
10:40 - 11:30	セッション 5	メキシコの証券中央保管振替制度に関する規制と進化(成功事例) ・ Roberto Gonzalez Barrera, CEO, Post-Trade Division, Mexican Stock Exchange Group
15:30 - 16:15	セッション 6	Brexit ・ Martin Scheck, Chief Executive, International Capital Market Association (ICMA)(国際資本市場協会)
13:00 - 13:45	セッション 7	Fintech ・ Bernado Gonzalez Rosas, Head of banking, Securities and Savings Unit, Ministry of Finance and Public Credit of Mexico
13:45 - 14:30	セッション 8	金利水準の正常化プロセス ・ Gabriel Casillas olvera, Managing Director Investor Relations Officer & Chief Economist, Banorte-Ixe bank
14:50 - 15:20	セッション 9	ビジネスリスクとサイバー・セキュリティ ・ Shane Troyer, Partner, Grant Thornton
17:00 - 17:05	閉会の辞	

I C S A の 概 要

名称	国際証券業協会会議：International Council of Securities Associations (ICSA)
設立目的	国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与すること。 (ICSA 規約)
設立時期	1988 年（本協会の提唱により設立）
メンバー	各国（地域）証券市場の自主規制機関及び業界団体 現在のメンバー：16ヶ国（地域）18団体 （正会員16団体、客員会員2団体）
会合等	<p>1. 年次総会(Annual General Meeting)</p> <p>メンバーの持ち回りで、例年春に2～3日間にわたって開催される。総会の各セッションでは、証券業界において関心が高まっているトピックについて、通常メインスピーカーがプレゼンを行った後、メンバーが意見交換を行う。トピックは、メンバーから募集した上で、事務局がホスト団体と協議し決定する。</p> <p>2. 中間会合 (Interim Meeting)</p> <p>メンバー間の意見交換、年次総会の打合せ等を目的に毎年秋～冬に開催。</p> <p>3. 理事会 (ICSA Board)</p> <p>ICSA 議長、大規模メンバー代表3、アジア大洋州代表1、米州代表1、欧州代表2及び次回年次総会を主催するメンバーで構成。2ヶ月に1回程度、電話会議を開催。ICSA 全体の諸課題や運営等について協議し、重要事項については年次総会等で承認を得る。</p> <p>4. 常設委員会 (Standing Committee)</p> <p>証券市場で問題となっている課題について、専門家を交えた検討グループを組成して協議するほか、必要に応じ各種の「原則」・「声明」・「ベストプラクティス」を策定する。これらは、年次総会等で承認を得た上で公表される。</p> <p>現在活動中の常設委員会は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興市場 (Emerging Markets) ・会員勧誘 (Membership) <p>5. その他</p> <p>必要に応じ、個別の課題に関するワーキング・グループを設置。</p>
議長	Pierre de Lauzun（フランス AMAFI マネージング・ディレクター） （任期1年、3年まで再任可）
事務局長	Peter Eisenhardt

○ ICSA メンバー一覧

正会員

	機関名	概要
日本	日本証券業協会(JSDA)	自主規制機関+業界団体
韓国	韓国金融投資協会(KOFIA)	自主規制機関+業界団体
台湾	台湾証券業協会(CTSA)	自主規制機関+業界団体
豪州	豪州金融市場協会(AFMA)	業界団体。2005年にICSAメンバーであった国際銀行証券協会(IBSA)と合併。
米国	証券業金融市場協会(SIFMA)	業界団体。米国証券業者協会(SIA)と債券市場協会(TBMA)が合併して2006年11月に発足。
カナダ	カナダ投資業協会(IIAC)	業界団体。2007年加入。
欧州	国際資本市場協会(ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関+業界団体。2005年にICSAメンバーであったスイスの国際証券市場協会(ISMA)と英国の国際発行市場協会(IPMA)の合併により発足
	欧州金融市場協会(AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009年にICSAメンバーであったロンドン投資銀行協会(LIBA)とSIFMA欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会(AMAFI)	自主規制機関+業界団体。
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会(BWF)	業界団体。2008年加入。
イタリア	イタリア金融仲介業者協会(ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会(SSDA)	自主規制機関+業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会(DSDA)	業界団体
トルコ	トルコ資本市場協会(TCMA)	自主規制機関+業界団体。2006年加入。
メキシコ	メキシコ証券業協会(AMIB)	業界団体。2012年加入。
インド	ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム(BBF)	業界団体。2013年加入。

客員会員

タイ	タイ証券業協会(ASCO)	業界団体。2012年加入。
インド	インド証券取引所参加者協会(ANMI)	業界団体。2013年加入。

○ 総会開催地

1988年	日本	東京
1989年	カナダ	オタワ
1990年	米国	ワシントン
1991年	英国	ロンドン
1992年	日本	大阪
1993年	フランス	カンヌ
1994年	オーストラリア	シドニー
1995年	スイス	ルツェルン
1996年	カナダ	バンクーバー
1997年	韓国	ソウル
1998年	米国	サンフランシスコ
1999年	英国	スコットランド (グレンイーグルス)
2000年	台湾	台北
2001年	フランス	パリ
2002年	オーストラリア	シドニー
2003年	イタリア	ローマ
2004年	スウェーデン	ストックホルム
2005年	スイス	ルガノ
2006年	日本	東京
2007年	カナダ	トロント
2008年	韓国	ソウル
2009年	米国	ワシントン
2010年	トルコ	イスタンブール
2011年	英国	ロンドン
2012年	デンマーク	コペンハーゲン
2013年	オーストラリア	シドニー
2014年	フランス	パリ
2015年	インド	ムンバイ
2016年	スウェーデン	ストックホルム
2017年	メキシコ	メキシコシティ
2018年	台湾	台北 (予定)
2019年	イタリア	ローマ (予定)